

2011年8月9日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰徳 様

株式会社サンクチュアリ代理人
弁護士 古賀 大樹



「申入書」に対するご回答

貴団体よりいただきました2011年6月14日付け「申入書」（「2011年6月申入書」）に
対して、下記のとおり回答いたします。

記

第1 はじめに

弊社は、コンプライアンス（法令順守）を最も重視しており、従前と同じく今後とも、
消費者契約法をはじめとする諸法令の内容・趣旨を最大限尊重して事業活動を行って参る
所存です。

貴団体が2011年6月申入書において指摘対象とされている弊社の「スーパー成功者育成
講座受講契約書（2010年8月1日作成施行）」（「改訂前契約書」）につきましても、改訂前
契約書附則2項記載のとおり、当時の弊社顧問弁護士の監修を経て作成したものであると
ころ、弊社といたしましては、消費者契約法をはじめとする諸法令の内容・趣旨に即した
ものであるという確信のもとで改訂前契約書を使用してきたものであり、受講生様（受講
をご検討されている方々を含みます。以下同じ。）から不当な利益を得たり、受講生様に不
当なご負担を負わせる目的・意図など全く有していないことをまず最初にご理解賜りたく
存じます。

また、弊社は、貴団体宛の2011年2月2日付け回答書（「2011年2月回答書」）において、
実際の運用との整合性を図るとともに受講生様の理解に資するべく改訂前契約書の改訂作
業を進めていることをお伝えしておりましたが（貴団体から申入れを受けたことを機に改
訂作業を開始したものではなく、弊社は、消費者契約法をはじめとする諸法令の内容・趣
旨に即したものであることはもとより、受講生様の理解によりいっそう資するべく適宜改
訂作業を行っております。）、実際に、当時の弊社顧問弁護士の監修を経た上で2011年4月
1日から改訂後（貴団体が最も問題意識を有しておられると思われる改訂前契約書第2条第
2項の解約時の入学金・受講料返還義務に関する規定を削除するなどしました。）の「スー

「スーパー成功者育成講座受講契約書（2011年4月1日作成施行）」を使用してきましたし、現在の弊社顧問弁護士の監修を経た上で2011年8月21日から更に改訂後の「スーパー成功者育成講座受講契約書（2011年8月21日作成施行）」（「新契約書」）の使用開始を予定しておりますので、以下で2011年6月申入書に対して回答させていただくにあたり、新契約書を本回答書に添付させていただきます。

弊社といたしましても、貴団体が担っておられる社会的使命の重要性は十分認識いたしておりますが、貴団体が、弊社が改訂前契約書の改訂作業を進めていることを認識されながら、当該改訂作業の状況等を何ら照会されることなく、弊社が現在も更新前契約書を使用しているという誤った前提のもとで2011年6月申入書を貴団体ホームページで公表等されたことに関しては遺憾に思っております。弊社といたしましては、貴団体ホームページ閲覧者等に誤解が生じる事態を未然に防止すべく、誤った前提で作成された2011年6月申入書を貴団体ホームページから削除賜りたく存じますし、仮にそのような対応が困難であるとしても、貴団体の社会的存在意義の大きさゆえに、貴団体ホームページで公表等されることの社会的影響力が極めて大きいことをご理解賜り、貴団体ホームページ閲覧者等に誤解が生じないように十分なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第2 2011年6月申入書第1：解約時の入学金・受講料返還義務について

2011年6月申入書第1で指摘された改訂前契約書第2条第2項については、新契約書第2条のとおり、解約時に入学金・受講料の返還義務等を受講生様に負わせない形に改訂しております。

なお、貴団体は改訂前契約書第2条第2項ないしは同趣旨の契約条項により受講生様から受領した金銭を当該受講生様に返還するよう要望されていますが、2011年2月回答書記載のとおり、弊社は改訂前契約書の改訂前から原則として改訂前契約書第2条第2項に基づく追加負担を受講生様に求めておりませんし、もとより、既に改訂済ですので詳述は控えますが、改訂前契約書第2条第2項は、消費者契約書第9条第1号の「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」には該当しませんし、仮に該当するとしても、改訂前契約書第2条第2項の定める追加負担額は弊社に生ずべき「平均的な損害の額を超えるもの」には該当しませんので、弊社といたしましては、改訂前契約書第2条第2項が無効であったことを前提とした貴団体の当該要望には応じかねます。

ただし、弊社といたしましては、改訂前契約書を締結している受講生様から今後中途解約の申入れをいただいた場合にも従前と同じく改訂前契約書第2条第2項に基づく追加負担を受講生様に求めるつもりはございませんし、万が一、改訂前契約書締結後に既に中途解約された受講生様から改訂前契約書第2条第2項に基づき支払った金銭の返還の申入れを受けた場合には、事実関係等を精査した上で誠実に対応させていただく所存です。

第3 2011年6月申入書第2：中途解約時の制約について

2011年6月申入書第2で指摘された改訂前契約書第10条については、2011年2月回答書記載のとおり、従前から弊社所定の解約届を用いられない場合であっても解約申入れの意思表示が明確であれば、解約手続を進めておりましたところ、実際の運用との整合性を図るべく、新契約書第13条第1項のとおり、解約申入れ方法を弊社所定の解約届に限定しないことを明記した形に改訂しております。

第4 2011年6月申入書第3：事業者側の履行困難時における片面的な履行選択規定

2011年6月申入書第3で指摘された改訂前契約書第19条第1項については、弊社といたしましては、従前から「事業者側において開講継続困難となる事情が生じた場合に、契約期間の延長ないし契約の解約のいかんについて事業者側である貴社にのみ選択権を認め、受講生側に解約権を認めない趣旨をも含むもの」という認識を有していなかったところ、実際の運用との整合性を図るべく、新契約書第13条のとおり、中途解約に関する規定を新契約書第13条に統合した上で、弊社側において開講継続困難となる事情が生じた場合においても受講生様からの中途解約権が何ら制約されないことを明記する形に改訂しております。

以上